

## 高松地方裁判所委員会（第39回）議事概要

### 1 日 時

令和元年11月20日（水）午前10時～午後零時

### 2 場 所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）有岡光子，岡克典，岸日出夫，熊澤貴士，関谷利裕，竹内麗子，中尾利枝子，野崎勝美，平野美紀，三上孝浩（五十音順，敬称略）

（事務担当者）高橋事務局長，五十嵐総務課長，三木総務課長補佐

（説明者）五十嵐総務課長

（オブザーバー）貝出民事首席書記官，高見刑事首席書記官，小谷刑事訟廷管理官

### 4 議 事（■委員長，○説明者以外の委員，●説明者）

#### (1) 「要配慮者に対する取組について」に関する説明

高松地方裁判所五十嵐総務課長から，高松地方裁判所における要配慮者に対する取組の現状などについて説明を行った。

#### (2) 法廷等の設備等を視察

委員に，委員会会場に展示した点字プリンター等を見てもらい，その後，玄関開延表→車いす置き場→玄関スロープ→身障者用多目的トイレ→6階1号法廷（磁気ループ）を視察してもらった。

#### (3) 意見交換

○ 避難訓練の際に障害者への配慮を含めた対応はどのように実施しているのか。

- 障害者をどのように避難させるかということを想定した訓練は実施していない。参考  
にすべきことがあれば伺いたい。
- 大学では、障害がある学生が校舎からどのような経路で避難するかについて、職員と  
共に訓練した。通常の避難訓練とは別に実施した。
- 各機関における避難訓練時に障害者に対する配慮はどのように行われているか御教示  
願いたい。
- 以前、障害者の施設に勤務していたとき、災害時に障害者をどのように避難させるか  
について頻りに訓練をしていた。障害者はそれぞれ特性があり、その特性に応じた対応  
をする必要があるため、個別の特性をよく分かっている職員が担当することとしていた。  
個々の特性をよく分かっている職員が対応すると、障害者がパニックに陥ったりする  
ことがあるためである。
- 裁判所では、障害を持っている職員の特性は把握しているが、来庁者については、ど  
のようなことができるのかを更に検討を深める必要があると認識している。
- 障害には、先天的なものや後天的なものがあるが、それぞれに対する対応に違いはあ  
るか。また、それぞれの特性に応じた対応が求められるが、突然、体調を崩してしまう  
ケースも十分考えられるが、裁判所の医療の態勢についてはいかがか。
- 緊急事態については、まず、そのようなときに慌てないように、受付メモ（注：障害の  
種別ごとに聴取することが考えられる事項や要望等を把握するため、各部課室にあらか  
じめ書式を備え置き、作成後は総務課を經由して幹部職員間で共有するメモ）を活用し  
て事前に情報を入手して準備を行うことになる。何かあったときに休憩できる部屋を事  
前に確保しておくよう準備している。

事前に情報の入手ができていない場合、突然、来庁者が体調を崩したような場合には、  
職員が現場に駆け付け、必要な対応を行うことになる。また、高松家庭裁判所には看護  
師が常駐しているため、現場に駆け付けてもらったこともある。
- 緊急事態が発生した場合に裁判所としてどのように対応すべきかについては、全国的  
に取組が進められている。それぞれの持ち場で、緊急事態の対応をどのようにすべきか、

例えば、民事事件の法廷内で急病人が出た場合にどのようにすべきかは、様々なシミュレーションの下に訓練し、普段から意識作りをしている。

事件関係の来庁者については、できるだけ事前に情報をいただいて、どのような配慮が必要か、突発的な事態ではどのように対応していくかについて先々を見越した対応を検討している。

取組の説明の中でUDトーク（聴覚障害者用音声認識アプリ）使用の事例を紹介したが、余裕をもって相談していただければ十分な検討が可能である。

- 障害の種類によって配慮が違ってくると思う。大学においては、身体の障害については、入試のときから配慮が必要であるが、すべてに対応するわけではなく、診断書、本人の申出、高校の先生の意見、保護者等からの意見等を基に検討した上で配慮することになる。例えば、低身長の子には座席を配慮したり、トイレに頻繁に行く学生やパニックを起こしやすい学生には別室で授業を行う等である。

また、入学してから発達障害が分かる場合もある。先天的な場合でも後になって分かる場合もあるので、分かった時点から配慮を行うことになる。

- 先天的な障害と後天的な障害という観点ではなく、その方の障害に応じた対応をどこまでできるかという観点で検討し、対応することになる。

裁判所としては、職員に対する啓蒙や研修をどのように進めるかということに関心を持っているが、各分野でどのような研修を行っているか。

- 先ほどの説明で発達障害に関する研修の希望が多く、これをテーマに研修を実施したとのことだが、具体的などのような場面で配慮が必要になるのか、どのような配慮が行われているのか教えてもらいたい。

- 事件当事者が発達障害で困ったという具体的な事情があったわけではなく、発達障害に関する基本的な知識を持っていない職員も多かったため、発達障害をテーマとして研修を実施した。具体的に何かあったことを契機に研修を実施したわけではない。

- 当事者対応、窓口対応において障害をお持ちの方がいるかもしれないので、丁寧な対応を行うための知識習得として研修を実施した。また、職員の中にもそのような障害を

持っている者がいる可能性もあり、職員の育成、指導の際には、職員の特性的の一つとして念頭において対応する必要もある。

- 発達障害の方と接する機会が多くあるが、一般的には、説明してもなかなか分かっていただけない、誤解されてしまう、説明が長くなるとさらに理解されにくい、ということがある。その方に分かりやすい説明でなければ理解してもらえないため、裁判の場面でも相当な配慮が必要ではないかと思う。例えば、「そうですか、違いますか。」と聞かれても、あまりよく分かってないのに「そうです。」と答えてしまうことがある。その方の特性が分かっていないとお互いに勘違いする可能性もあるので、特性を十分に理解しておく必要があると思われる。

- 仕事上では、時間をかけて対応するしかないが、裁判において、一方の当事者に対してあまりに時間をかけてしまうと公平性の問題があり、相手方とすれば、裁判官が必要以上に肩入れをしていると誤解されかねないため、非常に難しい対応を裁判官は強いられていると思う。

先ほどの説明で、双極性障害への対応で会社の同僚を補佐人として認めたということであったが、訴訟のどの場面で認めたのか。

- 弁論期日に当事者席に座ることを認めたという事例である。
- 補佐人として当事者席に座ることを認めると、証人尋問や本人尋問のときに本人に肩入れし、間違ったアドバイスをしてしまうという危険もあり、難しい問題と思われる。

以前、てんかんの持病がある当事者が相手方だった訴訟を経験した。その際には、裁判所の看護師の方が当事者の横に座っていた。発作が出た際には、看護師の方がすぐに対応し、事なきを得たので大変良い対応だと思った。障害者等に関する要望を出せば、裁判所は書記官の方々を中心に非常に良い対応をしてくれているという印象である。

- 現実には、障害者の立場にならないと分からないことが多いと思う。先ほどの見学の際に、正面玄関脇の開廷表を貼り出す場所が、車いすの方としては高い位置にあるため見づらいとの意見があり、開廷表を綴ったファイルを置くようにして車いすの方にも見やすいよう配慮したとの事例が紹介されたが、この事例のように、障害者の意見を取り

入れて対応していくことの繰り返しが重要だと思われる。

一つ質問があるが、裁判員裁判で障害をお持ちの方が裁判員に任命された例はあるのか。

- 私が当庁で担当した裁判員裁判では事例はない。
- 裁判員を辞退する方が多いと聞いており、障害者の方にも対応できる準備を整えていることを広報することも大切であると思う。
- 障害者側のニーズを吸い上げて的確に対応することの重要性についてご意見をいただいたが、先ほどの説明で紹介した受付メモ（前出）の活用はこれに有用であると思われる。

その他に障害者のニーズを吸い上げる方策についてはいかがか。

- 聴覚障害者の対応について研修を受けたことがあるが、聴覚障害者は健常者と一見して分からないため、災害が発生した際には取り残される危険性があるとのことである。裁判所においては、事前に配慮の申出ができるため、取り残されるようなことはないと思われるが、一見して健常者と変わらない障害者への対応も忘れないようにしないといけないと思った。
- 先ほど紹介したとおり、裁判員として障害をお持ちの方が選ばれたことはないが、被告人がしゃべれないケースはあった。そのケースでは、手話通訳で通常の裁判を行った。それから、迎合的になる方について、裁判官はそのような視点を持って気を付けている。年少者、障害者の中には迎合的に返事をしてしまう傾向の方がいることは把握している。
- 障害者の声を吸い上げることについては、裁判所だけの問題ではなく、検察庁、弁護士会が一体となって取り組むべき問題と思っている。検察庁独自の取組も行っているものの、実際には、裁判所ではこのような対応をしてもらった、弁護士会ではこのような対応をしてもらったという情報も上がってはきていても、体系的に法曹三者が障害者対応について情報を交換し協力する場はないため、そのような仕組みがあればよいと思う。
- 現在のところ、体系的に法曹三者が情報交換をする場はないのが実情である。

■ 事件の当事者に対する配慮としては、検察庁、弁護士会と協力し合ってよい配慮、サービスを講じる場があるべきと思われ、機会があれば提言したい。

○ お客様や会議で訪れる方がたくさんいる施設であっても、一定の設備を整えてはいるが、それ以上の対応については充分とは言えないのが実情である。年に1回、消防訓練を実施しているが、障害者の誘導の仕方などの方策を検討すべきと感じたので、本日の委員会で出された意見を参考にして対策を講じてみたい。

■ 本日は、大変貴重なご意見を頂戴した。今後の障害者配慮に役立てたい。

## 5 次回の予定

令和2年5月15日（金）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「民事調停の利用促進に向けた取組について」